

聖霊

第2回 新約時代の聖霊の働き

はじめに

- ① 学びの目的
 - (1) 三位一体の神の第3位格、聖霊とは、どういうお方でしょうか。
 - (2) 聖霊のバプテスマや、聖霊の満たしとは、どういう意味なのでしょう。
- ② 扱うテーマは、次の3つです。
 - (1) 旧約時代の神の霊
 - (2) 新約時代の聖霊の働き
 - (3) 聖霊との関係
- ③ 前回は、「旧約時代の神の霊」を学び、聖霊のバプテスマに関する預言と新約聖書の使徒の働きの記事との関係について見ました。今回は、第二のテーマ「**新約時代の聖霊の働き**」を扱います。

新約時代の聖霊の働き

1. この世に誤りを認めさせる（ヨハネ 16：8～11）
 - (1) 聖霊は、世に対して、罪・義・さばきという3つの項目について、誤りを認めさせます（ヨハネ 16：8～11）。
 - ① 「世」とは、父なる神と主イエス・キリストをまだ信じていない人々を指します。
 - ② 聖霊の働きによって誤りを認めたとしても、まだこの段階では、誤りを認めた人が信者になったということではありません。信仰によって救いを受ける手前の段階です。
 - ③ 罪・義・さばきについて、世すなわち未信者の人々が考えていることと、真実（真理）は異なります。異なるということすら、生まれながらの人には理解できませんので、聖霊の働きによってはじめて、そのことがわかるようになります。
 - ④ しかし、それを認めたといっても、その段階ではまだ、信者ではありません。だから、「『世に』その誤りを認めさせる」といいます。

項目	この世の理解（誤り）	真実（真理）
罪	罪とは、モーセの律法に違反すること、あるいは道徳律や法律に背くことである。	罪とは、イエスを信じないことである。そのほかのすべての罪は十字架においてイエスが負った。そのことを信じなければ、その人は神を偽り者とする。

義	イエスは義人でない。悪霊に憑かれた魔術師であり、十字架にかかって呪われた死を遂げた男である。	イエスが死から復活し、天に昇って神の右の座についたということは、イエスが義人であったことを神が証明したことである。
さばき	十字架処刑は、イエスが神から呪われ、神に打たれたことの証拠だ。つまり、イエスは神によって裁かれたのだ。	イエスは誰によって殺されたわけではない。十字架に至るまで神に従順を通し、自らのちを捨てた。その死によって、死の力を持つ者＝サタン、すなわち「この世を支配する者」を無力化した。つまり、神はサタンを裁かれたのである。

- ⑤ 誤りを認めさせるという段階の次は、「真理に導き入れる」という段階です。聖霊は、誤りを認めさせた人をさらに導いて、イエス・キリストを通して父なる神を信じるといふ段階に進ませます。この段階では、信者になっていますから、「世」ではなく、「あなたがた(=イエスの弟子たち)」をすべての真理に導き入れる、となります(ヨハネ 16:13)。
- ⑥ 聖霊は、信者をこの世から取り去るのではなく、悪い者(=サタン)から守ることが使命です。言い換えると、信者を「この世」の中で区別することです。この世にいながら、この世の者ではない生き方をさせる、それが「真理の御霊」の働きです。そして、その働きにおいて中心となるのは、「神のみことば」です(ヨハネ 17:17)。このように区別することを、「聖別する」といいます。

2. イエスを主と告白させる(ロマ 10:9~10、I コリ 12:1~3)

3. 聖霊のバプテスマ

- (1) I コリ 6:11 洗い、聖なる者として、義と認められるようにする。「聖なる者」とは、聖別された者という意味。自ら聖なるお方は、神のみ。
- (2) I コリ 12:13 イエスは信者を、i. 聖霊の中に浸し(聖霊と一体化させる)、ii. さらに一つの体(キリストの体=教会)の中に一体化させる
- (3) テトス 3:4~6
- ① 4節 私たちの救い主なる神のいつくしみと人への愛が現れたとき(=イエスの十字架、I ヨハネ 4:9~10)
- ② 5節 神は、私たちの行った義のわざによってではなく、ご自分のあわれみのゆえに、聖霊による、新生と更新との洗いをもって、私たちに救ってくださいました。

- ③ 6節 神は、この聖霊を、私たちの救い主なるイエス・キリストによって、私たちに豊かに注いでくださったのです。
4. 恵みによって神から賜ったものを知るように教える (I コリ 2 : 12~13)
5. 信者の内に住む (I コリ 6 : 19)
6. 神の子とする (モーセの律法との関係において)
- (1) ガラ 3 : 2 あなたがた (異邦人信者) が御霊を受けたのは、律法を行ったからではなく、信仰をもって聞いたからである。
- (2) ガラ 3 : 11~14
- ① 律法によって神の前に義と認められる者はだれもない
- ② キリストは私たち (ユダヤ人) のためにのろわれたものとなって、私たちが律法ののろいから贖い出してくださいました
- ③ ②は、アブラハムの祝福が、キリスト・イエスによって異邦人に及ぶため
- ④ その結果、私たち (ユダヤ人) が信仰によって約束の御霊を受ける【約束の御霊とは、約束の地を相続してメシア王国に入るために、イスラエルの民が受ける聖霊。よって、大患難期末期におけるイスラエルの民族的救いのことを指す】
- (3) ガラ 4 : 4~11
- ① 4節 (父なる) 神は子 (なる神) を遣わしてくださいました。しかも、この方を、「女から生まれた者」=人間、また「律法の下にある者」=ユダヤ人となさいました。
- ② 5節 これは、律法の下にある者を贖い出すため、その結果、私たち (ユダヤ人) が子としての身分を受けるようになるためです。
- ③ 6節 そして、あなたがた (異邦人) は子であるゆえに、神は「アバ、父」と呼ぶ、御子の霊を、私たちの (別訳：あなたがたの) 心に遣わしてくださいました。
- ④ 7節 ですから、あなた (異邦人) はもはや奴隷ではなく、子です。子ならば、神による相続人です。
- ⑤ 8節 しかし、神を知らなかった当時、あなたがた (異邦人) は、本来は神でない神々の奴隷でした。
- ⑥ 9節 ところが、今では神を知っているのに、いや、むしろ神に知られているのに、どうして「あの無力、無価値の幼稚な教え (=モーセの律法)」に逆戻りして、再び・新たに、その奴隷になろうとするのですか。
- ⑦ 10節 あなたがた (異邦人信者でモーセの律法を守らねばならないという教えに同意している人たち) は、各種の日と月と季節と年とを守っています。
- ⑧ 11節 あなたがたのために私の労したことは、むだだったのではないかと、私はあなたがたのことを案じています。
7. 信者を助け、とりなす (ロマ 8 : 26~27)

8. 御霊の賜物を与えて、みな益となるようにする（Ⅰコリ 12：4～11）
9. 主の栄光を反映させながら、主と同じかたちに姿を変えられて行くようにする（Ⅱコリ 3：16～18）
10. 御霊の実を結ばせる（ガラ 5：22）
11. 御霊に属するからだによみがえらせる（Ⅰコリ 15：42～44）
12. 御霊は、信仰あるユダヤ人が御国を受け継ぐことの保証である。異邦人も救いの福音を聞き、それを信じることによって、約束の聖霊をもって証印を押される。福音により、キリスト・イエスにあつて、異邦人信者もまた共同の相続者となり、ともに約束にあずかる者となる（エペソ 1：7～14、2：1～22、3：6）

(1) エペソ 1：5～14

- ① 5節 神は、みむねとみこころのままに、私たち（ユダヤ人信者）をイエス・キリストによってご自分の子にしようと、愛をもってあらかじめ定めておられました。
 - ② 7節 この方にあつて私たち（ユダヤ人信者）は、その血による贖い、罪の赦しを受けています。
 - ③ 11節 この方にあつて私たちは、御国を受け継ぐ者ともなりました。
 - ④ 12節 それは、前からメシアに望みを置いていた私たちが、神の栄光をほめたたえるためです。
 - ⑤ 13節 この方にあつてあなたがた（異邦人信者）もまた、真理のことは、あなたがたの救いの福音を聞き、またそれを信じたことにより、約束の聖霊（新しい契約の聖霊）をもって証印を押されました。
 - ⑥ 14節 聖霊は、私たち（ユダヤ人信者）が御国を受け継ぐことの保証です。これは神の民（イスラエル民族）の贖いのためであり、神の栄光がほめたたえられるためです。
13. 御霊は、ユダヤ人信者と異邦人信者をともに組み合わせ建てあげて、教会を形成する。

教会は、今の時代における神の住まい、神殿である。

(1) エペソ 2：1～22

- ① 1～2節 あなたがた（異邦人信者）は、自分の罪過と罪との中に死んでいた者であつて、そのころは、それらの罪の中にあつてこの世の流れに従い、『空中の権威を持つ支配者』として、今も不従順の子ら（イエスをメシアとして認めないユダヤ人たち）の中に働いている霊（＝サタン）に従つて、歩んでいました。
- ② 3節 私たち（ユダヤ人信者）もみな、かつては不従順の子ら（イエスをメシアとして認めないユダヤ人たち）の中にあつて、自分の肉の欲の中に生き、肉と心の望むままを行い、ほかの人たち（異邦人）と同じように、生まれながら御怒りを受けるべき子らでした。

- ③ 4節～5節 a しかし、あわれみ豊かな神は、私たち（ユダヤ人信者）を愛してくださったその大きな愛のゆえに、罪過の中に死んでいたこの私たちをキリストとともに生かしてくださいました。
- ④ 5節 b あなたがた（異邦人信者）が救われたのは、ただ恵みによるのです。
- ⑤ 6節 （あわれみ豊かな神は）キリスト・イエスにおいて、（キリストと）ともによみがえらせ、ともに天の所にすわらせてくださいました。
- ⑥ 7節 それは、あとに来る世々において、このすぐれて豊かな御恵みを、キリスト・イエスにおいて私たちに賜る慈愛によって明らかに示しになるためでした。
- ⑦ 8節～9節 あなたがた（異邦人信者）は、恵みのゆえに、信仰によって救われたのです。それは、自分自身から出たことではなく、神からの賜物です。行いによるものではありません。だれも誇ることはないためです。
- ⑧ 10節 私たち（ユダヤ人信者）は神の作品であって、良い行いをするためにキリスト・イエスにあって造られたのです。神は私たちが良い行いに歩むように、その良い行いもあらかじめ備えてくださったのです。
- ⑨ 11～12節 ですから、思い出してください。あなたがたは、以前は肉において異邦人でした。すなわち、肉において人の手による、いわゆる割礼を持つ人々（ユダヤ人）からは、「無割礼の人々」と呼ばれる者であって、そのころのあなたがた（異邦人）は、キリストから離れ、イスラエルの国から除外され、約束の契約【複数形】については他国人であり、この世にあって望みもなく、神もない人たちでした。
- ⑩ 13節 しかし、以前は遠く離れていたあなたがた（異邦人）も、今ではキリスト・イエスの中にあることにより、キリストの血によって近い者とされたのです。
- ⑪ 14～15a節 キリストこそ私たち（ユダヤ人）の平和であり、二つのもの（ユダヤ人と異邦人）を一つにし、隔ての壁、すなわち敵意を打ちこわし、ご自分の肉において、さまざまの規定から成り立っている戒めの律法（モーセの律法）を廃棄されました。
- ⑫ 15b～16節 このことは、二つのもの（ユダヤ人と異邦人）をご自身において新しいひとりの人に造り上げて、平和を実現するためであり、また、両者を一つのからだ（＝キリストのからだ、教会）として、十字架によって神と和解させるためなのです。敵意は十字架によって葬り去られました。
- ⑬ 17～18節 それからキリストは来られて、遠くにいたあなたがた（異邦人）に平和を宣べ、近くにいた人たち（ユダヤ人）にも平和を宣べられました。私たち（ユダヤ人信者と異邦人信者）は、このキリストによって、両者ともに一つの御霊において、父のみもとに近づくことができるのです。

- ⑭ 19～22節 こういうわけで、あなたがた（異邦人信者）は、もはや他国人でも寄留者でもなく、今は聖徒たち（ユダヤ人信者）と同じ国民であり、神の家族なのです。あなたがた（異邦人信者）は、使徒と預言者という土台の上に建てられており、キリスト・イエスご自身がその礎石です。この方にあって、組み合わされた建物の全体が成長し、主にある聖なる宮となるのであり、このキリストにあって、あなたがた（異邦人信者）も（ユダヤ人信者と）ともに建てられ、御霊によって神のみ住まいとなるのです。